岩津山楽会　会則

（例）

（名称）

第１条　この会の名称は、「岩津山楽会」とする。

（事務所）

第２条　この会の事務所は、会長宅に置く。

（目的）

第３条　この会は、市民センターの施設を利用して学習活動をし、会員相互の親睦を図るとともに、地域社会の発展に寄与することを目的とし、市民センター事業への参加協力や目的達成のため必要な事業を行う。

（事業）

第４条　この会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

⑴　市民センターの施設を利用して、登山の基礎知識について学ぶ。

⑵　市民センター事業へ積極的に参加・協力する。

⑶　その他必要と認める活動を行う。

（組織）

第５条　この会は、第３条の目的に賛同する者をもって構成し、目的を達成するため、新規受講者の受け入れを行う。

（役員）

第６条　本会は、次の役員を置いて運営する。

⑴　会　長　　１名

⑵　副会長　　１名

⑶　会　計　　１名

２　役員は会員の互選により定める。

（任期）

第７条　役員の任期は、１年とする。但し、再任を妨げない。

（役員の任務）

第８条　役員の任務は、次に掲げるとおりとする。

⑴　会長は、会務を総理し、会議を招集する。

⑵　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

⑶　会計は、会の会計事務を整理する。

（会議）

第９条　会議は、総会及び定例会とする。

２　会議は会長が招集し、その議決は出席者の３分の２以上の賛成をもって決する。

（経費）

第10条　この会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってあてる。

２　会員の年会費は10,000円とする。ただし、必要に応じて年会費の変更及び臨時徴収を行うことができる。

（事業年度）

第11条　この会の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月末日までとする。

（会則の改正）

第12条　本会の会則は、総会において出席者の３分の２以上の賛成をもって改正することができる。

（入退会）

第13条　入会又は退会をしようとする者は役員に申し出て入会又は退会をするものとする。

（委任）

第14条　この会則に定めるもののほか、会の運営等に関し必要な事項は、定例会で定める。

附　則

この会則は、令和７年４月１日から施行する。